

（ 令和 3 年 3 月 2 9 日 ）
（ 議会 運営 委員会 決定 ）

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

No. 23 (優先度C1)	
検討課題	請願及び陳情の処理経過及び結果報告
議会基本条例の条文	<p>(区長等との関係)</p> <p>第21条</p> <p>3 議会は、採択した請願及び陳情のうち、議会が区長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨の実現を区長等に求めるとともに、その処理の経過及び結果について、区長等に対し報告を求めるものとする。</p>
具体的な運用方法等	<p>1 報告を求める請願・陳情 請願及び陳情のうち、議会が採択し、執行機関に送付したものとする。</p> <p>2 報告の方法 区長等は、1に掲げる請願及び陳情に対する一定の措置又は決定を行った場合は、その直後に開かれる所管の常任委員会又は特別委員会において報告を行うものとする。 なお、所管の委員長は、区長等が当該措置又は決定を行う前でも、その時点での処理経過について議会に報告するよう、議長を通じ、区長等に求めることができる。</p> <p>3 実施時期 令和3年度定例会から実施する。 なお、現行の定例議会ごとに行っている請願・陳情の処理経過及び結果の報告については、廃止する。</p>
その他	